

すすめよう！男女共同参画

問合せ先 役場企画課企画調整係(内線213)

◆身近に起きている女性に対する暴力

DV(配偶者や交際相手からのさまざまな暴力)、デートDV(交際中の若いカップルの中で起きるさまざまな暴力)、性犯罪、ストーカー行為、人身売買、セクハラなどは、女性の人権を侵害する行為であり、性別や年齢、加害者、被害者との間柄を問わず、決して許されるものではありません。

自分は関係ない、他人事と考える人もいるかもしれませんが。しかし、内閣府が平成28年に公表している資料によると、「配偶者暴力支援センターにおける相談件数」では、平成17年度が52,145件に対し、平成27年度では111,630件と10年で約2倍に増加しています。

誰もが当事者になる可能性のある暴力は、根絶に向けた取り組みを社会全体で進めていく必要がある問題です。

◆一人で悩まず、まず相談

もし、これらの暴力を受けて不安や恐怖を感じている、または、暴力を受けているかもしれないと少しでも感じたときは、1人で悩まずに次の相談窓口にご相談ください。

※緊急時は110番通報か最寄りの警察署または交番へ。

■相談窓口

①総合的相談窓口

○役場町民課町民相談・施設係(内線552)

②配偶者や交際相手からの暴力などに関すること

○十勝総合振興局保健環境部環境生活課(道民生活担当)

☎26-9029

○北海道立女性相談援助センター☎011-666-9955

○北海道警察相談専用ダイヤル☎#9110(24時間対応)

○駆け込みシェルターとかち☎23-9911

③性犯罪やストーカーなどに関すること

○帯広警察署帯広被害者相談室☎25-0110

○性暴力被害者支援センター北海道SACRACH☎050-3786-0733

◆“女性に対する暴力をなくす運動”をご存じですか

国は、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」週間と定め、内閣府をはじめ、関係省庁や地方公共団体、関連団体などが協力・連携をして、社会への意識啓発や女性に対する暴力問題に関するさまざまな取り組みを全国的に行っています。

この機会にあらゆる暴力の根絶に向け、一緒に考えてみませんか。